平成２１年（フ）第６８号
山口県岩国市錦見４丁目12番12号
債務者　吉本　　滋
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２９９号
和歌山市屋形町３丁目30番地
債務者　川原　雅次
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　義則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第３４１号
三重県四日市市赤水町1371番地
債務者　日々谷直樹
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　一孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５３９号
横浜市磯子区磯子台３番２号
債務者　西賀眞紀子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　　暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４１号
埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字新堀2016番地７
債務者　渡久地政邦
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４２号
埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字新堀2016番地７
債務者　渡久地香代
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５１６号
埼玉県川口市東川口２丁目７番15号　東川口宝マンション201号
債務者　樋場　文夫
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６８３号
埼玉県桶川市若宮１丁目７番20号　フォートレス0148―202号
債務者　芦沢　和子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６９５号
埼玉県北本市栄７番地　２－１―504
債務者　大野千枝子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７０７号
埼玉県戸田市川岸２丁目６番27―101号公園ハイツ
債務者　出口まゆみ
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７０８号
埼玉県戸田市美女木１丁目10番地の８
債務者　糸川とみ子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７５０号
埼玉県川口市芝下１丁目１番７―203号
債務者　星野　尚美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７７３号
埼玉県川口市大字安行領根岸2562番地
債務者　大崎　幸男
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
岡山県倉敷市新田3255番地２
債務者　清水　俊昭
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第７９７号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字前田157番地２　フリーデＷＡＧＯ106号
債務者　富田　和昌
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９９２号
名古屋市中川区丸米町２丁目129番地　市営丸米荘407号
債務者　岡野美佐子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５１４号
名古屋市緑区篭山３丁目406番地　グリーンライフ207号、住民票上の住所愛知県小牧市大字岩崎2088番地68
債務者　ルネット青山こと　中村　秀明
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部